

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○宮路主査 これにて中川貴元君の質疑は終了い
たしました。

次に、階猛君。

○階分科員 立憲民主党の階猛です。

本日は、第二分科会での質問ですが、予算委員
会で先日積み残しになっていた部分について、最
初、法務省に確認したいと思います。

予算委員会で私がお尋ねしたのは、清和会、い
わゆる安倍派が、テロ等準備罪の構成要件である
組織的犯罪集団に該当する可能性があるかどうか
ということでした。

この点について、今日お配りしている資料の一
枚目に、法務省刑事局の昨日付のペーパーが出て
おります。下線の引いたところ、過去の答弁の確
認結果というところに書いてありますとおり、一
般の団体、会社とかその中のプロジェクトチーム
、そういったものが、一般の正当な活動をしておる
団体が組織的犯罪集団に該当するということがな
い、これが原則なだけども、例えば、脱税の
目的がなければ、もうその会社は解散いたします

あるいは、そこには結合しません、そういうこと
であれば、脱税が共同の目的になるといった答弁
が過去にありました。

そこからすると、今回の安倍派については、組
織的に脱税の目的があったのではないかとこのこ
とで、組織的犯罪集団に当たる余地があるのでは
ないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田政府参考人 お尋ねの点につきまして、
捜査機関により収集された証拠に基づいて個別に
判断されるべき事柄でございますので、お答えは
差し控えさせていただきます。

○階分科員 というふうに答えるわけですから、
も、しかし、このときは、会社については、繰り
返しになりますけれども、脱税の目的がなければ、
もうその会社は解散いたします、あるいは、そこ
には結合しません、そういうことであれば、脱税
が共同の目的になるということで、会社を例に挙
げたことについてはちゃんとお答えになつてい
るわけですよ。

今回の派閥についても、脱税の目的がなければ、
その派閥は解散いたします、あるいは、そこには
結合しません、そういうことであれば、脱税が共
同の目的になるということで、すなわち組織的犯
罪集団に当たり得るということで、パラレルに考
えられるかと思うんですが、それは言えないわけ
ですか。

○吉田政府参考人 御指摘の答弁、平成二十九年
の法務委員会における答弁でございますけれども、
これは、組織的犯罪処罰法第六条の二の新設など
を内容とする法案の審議に当たりまして、当該法

案で新たに規定することとしていた組織的犯罪集
団の意義に関して申し上げたものでございます。

この答弁は、質問の中でお示しになりました一
定の設例を前提として、その場合における結合関
係の基礎としての共同の目的の該当性について問
われたことに対して、立案当局、担当部局として
条文の文言の意義や処罰範囲を明確にするために
例示を交えて御説明したものでございます。

このように、条文を新設する場合などに、条文
の文言の意義や処罰範囲を明確にするために一定
の設例について申し上げることはございますけれ
ども、既に施行されている罰則について、個別具
体的な事実関係を前提としたお答えをすることは
差し控えさせていただきます。

○階分科員 一般論としてお尋ねします。
政党内の派閥、脱税の目的がなければ、もうそ
の派閥は解散いたします、あるいは、そこには結
合しません、そういうことであれば、脱税が共同
の目的になって、組織的犯罪集団に当たり得ると
言えると思いますけれども、違いますか。

○吉田政府参考人 重ねてで恐縮でございますけ
れども、お尋ねの点は、収集された証拠に基づい
て個別に判断されるべき事柄でございますので、
お答えを差し控えざるを得ないことを御理解いた
だければと存じます。

○階分科員 結局、何が組織的犯罪集団に当たる
のかということを法案審議のときはもつともらし
く答えていたわけですから、いざ現実起き
そうなことが出てくると答弁しないわけですよ。
そうすると、予測可能性が全くなくて、当時から

我々、共謀罪改めテロ等準備罪、何が犯罪に当たるか分からないので、こんなものは刑法の謙抑性とか自由保障機能を害するんだということで大反対していました。

ちなみにお聞きしますけれども、テロ等準備罪、何が犯罪になるかよく分からないものが今まで適用された例というのはあつたんですか。

○吉田政府参考人 法務省で把握している限りにおきましては、適用事例はないものと承知しております。

○階分科員 だったら、なくてもいいじゃないですか、こんなよく分からないもの。なくするべきではないですか。必要あるかどうか、お答えください。

○吉田政府参考人 御指摘のテロ等準備罪は、国際組織犯罪防止条約の条約担保のために必要なものでございます。また、組織的犯罪集団による重大な犯罪について、実行着手前の段階で検挙、処罰を可能とし、その発生を未然に防止するという重大な意義があるものと考えております。

したがって、これを廃止することは相当でないと考えております。

○階分科員 この話も、条約担保をするための別の方法はある得るといことは当時確認していませんし、準備行為というのにもよく意味が分からないので、今おっしゃったように適用例はないということにつながると思いますよ。あつても意味がないものはなくすべきだということを申し上げます。

その上で、組織的犯罪集団に当たるかどうかは

おいておくとして、今現在、安倍派の方々については、聞き取り調査が出てきましたけれども、本来だったらもつと検察が捜査すべきではないかという例がいろいろ分かってまいりました。

例えば、収支報告書の虚偽記載で訴追した議員、秘書という方がいらつしやいますけれども、こうした方々について、別途脱税の罪で訴追することはできますか。お答えください。

○吉田政府参考人 お尋ねは個別事件における捜査の具体的内容に関わる事柄でございますので、法務当局としてお答えすることは差し控えさせていただきます。あくまで一般論として申し上げますと、検察当局においては、事件の捜査及び処理に当たって、捜査を尽くした上、法と証拠に基づいて、取り上げるべきものは取り上げた上で、適切に対処するものと承知しております。

○階分科員 理論的には、虚偽記載で訴追した議員について、別罪である脱税の罪で訴追できると思っておりますが、理論的にどうですか。

○吉田政府参考人 申し訳ございませんが、お尋ねは個別事件における捜査の具体的内容に関わる事柄でございますので、お答えを差し控えさせていただきます。

○階分科員 全て一般論で聞いていますから。一般論で答えてください。

では、収支報告書の訂正を行った議員や秘書がいたとします。政治団体の収支報告書の訂正を行った議員とか秘書がいたとします。この方について、別途脱税の罪で訴追できるか、一般論でお答

えください。

○吉田政府参考人 一般論としてということでございますけれども、やはり捜査機関の活動内容に関わってまいりますので、法務当局としてお答えすることは差し控えさせていただきますと思います。

一般論として申し上げますと、先ほど申し上げたように、検察当局においては、捜査を尽くした上で、法と証拠に基づいて、取り上げるべきものは取り上げた上で、適切に対処するものと承知しております。

○階分科員 これ以上やり取りしても無駄ですから、帰ってください。もういいです。

では、本題に入りたいと思います。政策活動費の法的性質についてお尋ねしたいと思います。

二ページ目を御覧になってください。

これは、令和臨調というところが二月二日に公表した文章から抜粋したものです。政策活動費を、傍線を引いている部分ですけれども、「政治資金規正法第二十一条の二第二項を根拠にした政党から議員への寄附としてとらえる議論が流布しているが、首相は政策活動費を「党勢拡大、政策立案調査研究のため」と国会で答弁しており、そのように用途が定まっていれば、政治資金規正法上「財産上の利益の供与」と定義される寄附にあたる」と考えるのは困難である（受けた幹事長等が財産上の利益を得ているとは考え難い）。」というふうにしております。

これは、財産上の利益の供与があるかどうかと

いうことをメルクマールにして寄附か支出かというのを判断しているようですけれども、お尋ねします。寄附と支出は、相手方が財産上の利益を得たかどうかによって区別されるものなのでしょうか。御答弁をお願いします。

○松本国務大臣 政治資金規正法におきましては、委員もよく御案内かと思えますけれども、第四条の三項において、「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。」となっております。

支出についても申し上げた方が。（階分科員「はい」と呼ぶ）はい。支出については、同条第五項で、「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の三各号に掲げる方法による運用」、これはいわゆる資金の運用の部分ですけれども、「のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。」ということで、寄附も供与も、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、」と記載されていると理解しております。

○階分科員 ということは、今お読みになった部分は私の資料で三ページ目にもつけさせていただいておりますけれども、寄附も支出も、大臣が答えになったとおり、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付なんだけれども、寄附は債務の履行としてされるもの以外のものという条件が加わりますので、要は、政治資金規正法上は、寄附と支出は債務の履行としてされるものか否かと区別されるという理解でいいかどうか、大臣、

お願いします。

○松本国務大臣 条文については先ほど申し上げたので、繰り返し返さないように申し上げますが、一般論として、同法について申し上げれば、債務の履行としてされるものでなければ寄附に該当し、債務の履行としてされるもので、第八条の三の運用以外の、債務の履行としてされるものは寄附には該当しないということございまして、先ほども申しましたように、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものが支出と定義されているということかと思えます。

○階分科員 やはり債務の履行としてされるものかどうかというのが寄附に当たるかどうかの分岐点になるわけですけれども。

ところで、財産上の利益の供与又は交付というのが党勢拡大や政策立案や調査研究のために行われたと仮にした場合、これは債務の履行としてされるものと言えるかどうか、大臣、お願いします。

○松本国務大臣 それぞれの個別具体の事案が何に当たるかどうかという事実認定について、私から申し上げることはこの場では難しいところがございます。まして、該当するか否かについては、具体的な事実関係に即して判断されるかと思えます。

一般論として、債務の履行としてされるものでなければ寄附で、履行としてされるものでなければ寄附に該当しないということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

○階分科員 債務の履行としてされるものというのほどういう場合かということについて、逐条解説の当該部分を見ますと、債務の履行とは、党費又は会費のように団体への加入行為とともにあらかじめ定まっているものの支払い、売買契約に基づく物品の購入等、債務者が債務の本旨に従って債務内容を実現する行為をいう、なお、贈与契約に基づく金銭、物品等の授受は債務の履行ではあるが、贈与契約は一般に無償契約であるため、これを寄附ではないとすると、本法の趣旨を没却してしまうことになりかねないということで、要するに、売買契約に基づく物品の購入等、債務の履行と言えらるためには、債務がある程度明確なものでなくてはいけないというふうに思うわけで、党勢拡大とか政策立案とか調査研究のためといったような、漠然とした概括的な債務という、特定していないような債務の場合は、ここで言う債務の履行としてされるものには当たらないのではないかと、質問としては、債務の履行と言えらるためには、当該債務はどの程度特定、明確化される必要があるのか、今私は解説を読みましたが、これも、先ほどの解説のとおりでいいかどうか、これをお答えいただけますか。

○松本国務大臣 今御紹介いただいた逐条解説は、法案の説明をするものとして解説をされたものというふうに思いますが、一般的に、債務の履行ということであれば、物品の提供であるとか、役務の提供であるとかということかと思えます。支出を受けた者がどのような形で債務の履行として行

っているのかということ、個別具体の事案に即して判断をされることになるものというふうに考えております。

○階分科員 仮に、幹事長に政策活動費を渡すときに、党勢拡大のために渡したというのと、党勢拡大のために何をやるのかということが問題になるわけですが、党勢拡大というのは、要は、幅が広過ぎて、なかなか何をやらなければならないか特定できないと思うんですね。ある程度、党勢拡大というよりも、チラシを百枚配ってくださいとか、党員を百人集めてくださいとか、そういったレベルのものであれば債務の履行にふさわしいと思うんですけども、漠然と党勢拡大というのが債務の履行に言う債務には当たらないと思うんですが、そんなふうな概括的、漠たる債務であっても、債務の履行に言う債務に当たるというふうに解しているんでしょうか。お答えいただけますか。

○松本国務大臣 改めて申し上げれば、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付が寄附に当たるとか支出に当たるとかというのは、具体的な事実関係に即して判断をされるものかというふうに思います。総理におかれては、国会における質疑におきまして、その趣旨を概括的に御説明をされたのではないかとこのように理解をしております。

○階分科員 今の総理の答弁は、私の資料で四ページ目に引用させていただいているものです。ここまで議論してきたのは、総理の答弁の前段の部分について議論しています。党勢拡大、政策立案、調査研究、こういったことのために党役職

者の職責に応じて支出というくだりがありますけれども、政策立案とか党勢拡大とか調査研究、こういったものでは債務を特定していることにはならないで、債務の履行としてされるものであるとは言えないんじゃないかというふうに考えます。もう一つ総理が言っているのは、後段の部分です、寄附と支出の違い、簡単に言うならば、寄附というのはあなたのために使ってくださいです、支出するというのは党のために使ってくださいです。

これは、法律上はそのような定義は全くなくて、むしろ、寄附も支出も、先ほど大臣がおっしゃっていたいただいたとおり、利益の供与又は交付、交付という言葉も入っていますから、交付であれば、その渡した本人が使わないでその後誰かに渡すということも含まれますから、あなたのために使ってくださいという寄附で、党のために使ってくださいという支出というふうには言えないと思うわけですね。寄附であっても、あなたじゃなくて、あなたが渡した誰かが使ってもいいわけですから、あなたのために使ってくださいとは言えないと思うんですが、いかがでございますでしょうか。総理の後段の部分は間違っていると思うんですが、お答えいただけますか。

○松本国務大臣 寄附と支出の定義の違いについては既に申し上げてきたとおりでございます。債務の履行に当たるとか当たらないかということでございますが、党の役職者の職責に応じてということ、党のためにということには、総理も債務の履行という趣旨を御理解いただいで御説明いた

だいたいのではないかというふうに理解をしております。

○階分科員 後段の答弁も債務の履行ということに關わった発言だということなんででしょうか。

私は、総理は恐らく交付という概念を御存じないのではないかとこのように思っています。交付という概念、これは、済みません、私は、交付というのは、渡した人自身が使う場合ではなくて、渡した人が更に誰かに渡してそれで使うという場合を指しているんだと思うんですが、そういう概念じゃないんでしょうか。交付という概念について御説明いただけますでしょうか。

○松本国務大臣 私としては、交付というのは、まさに言葉のとおり、金銭、物品その他の財産上の利益を交付した、渡したということだとこのように理解をしております。

○階分科員 利益の供与又は交付ということで、供与と交付を使い分けているわけですね。供与は渡した本人が使う場合であって、交付というのは、渡した本人が使うんじゃないか、そのまた誰かに渡して使う場合を指しているということだと思うんですが、違いますでしょうか。

○松本国務大臣 委員が先ほど御紹介いただいた逐条解説の解説をそのまま読ませていただくと、供与又は交付とは、その区別は余り明確ではないが、いずれも財産上の利益を相手方に提供し与する一切の行為を指す、このようになっております。**○階分科員** 公職選挙法上は供与と交付は違う意味というふうに捉えていたと思いますが、これがいつの頃からか政治資金規正法の世界では同じ意

味で使われるようになったという話を聞いております。この点については、大臣は御存じでしょうか。

○松本国務大臣 私も様々な話を伺ってきておりますが、今お話しいただいたことも含めて、またしっかりと確認をして、申し上げてまいりたいと思います。

○階分科員 では、確認していただいて、後で事務的にでも報告いただければと思います。よろしくお願いします。

さて、三つ目の項目に入りたいと思います。

租税特別措置の政策評価の点検を総務省では行っています。今回、新しい租特として、戦略分野国内生産促進税制、こういったものが導入されるようです。

その点検結果について、お配りしている資料に、五ページ目につけさせていただいておりますけれども、真ん中あたりにちよっと色を塗っているところですよ。

総務省の評価は、左から、横棒のバーは、新設の租特の場合には評価対象にならないということなので、これは無視してください。評価対象となっていないものだけを読み上げますと、E、E、E、E、最後だけAということで、非常に低い、悪い評価になっているわけです。

今回新たに導入されているものでもう一つ悪いものが、イノベーションボックス税制という、その三つ、四つ下にも、Dが一つで、あとは全部Eというものがあります。

いずれにしても最低レベルの評価だと思います

けれども、こういった悪い評価、点検結果は過去にあったのかどうか、総務大臣、お答えください。

○松本国務大臣 これまで全ての過去を確認できておりませんが、委員から御指摘いただいたように、新しいものについてはこのような評価をさせていただいているところがございます。

この評価の仕組みは、もう委員大変よく御案内のとおり、各省で自ら評価したものを、客観性を担保するために総務省でも評価をさせていただいているところがございますが、この評価そのものが、「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

説明責任を果たしていくために」とありますよ

うに、八月時点での税制の御提案ということ、その御提案の説明をどのように評価するかという中で、ここにありますように様々な要素について評価をさせていただいている中で、特に新設のもの、また、こちらに今ありましたように、生産を促進するための税制であるとかイノベーションボックス税制であるとか、今までに例のない全く新しいものについては、かなり丁寧な説明が必要

である一方で、前例がないということ課題がある、これを指摘させていただいたというふうな理解をしております。

○階分科員 新設のものでも、もつといい評価なものはあるんですよ。これが異常に低くて、点検結果の六ページ目、最後の欄外のところに書いて

いますけれども、点検項目一、三、五、七に課題があり、達成目標が設定されておらず、将来の適用数、将来の減収額及び将来の効果が予測されていないことから、分析、説明の内容が著しく不十

分な評価書と考えられる、ここまで言っているわけですね。

前回、予算委員会の答弁で、点検で課題を指摘した後の議論をされたようなんですけれども、総務省が点検で課題を指摘した後、議論された中で、これらの課題にも応えていただいたものと理解をしますというふうには総務大臣は答弁されていません。

課題にできていたと判断した根拠は何なのか、お答えください。

○松本国務大臣 委員もよく御案内のとおりかと思いますが、特に税制につきましては、やはり国際競争力を確保するという意味で、かつては法人税率そのものの引下げ競争が国際的に起こ

ったりしていたかというふうに思いますし、また、研究開発投資を税制上で支援をするといった形での競争も起こっていたわけでありまして、今、国

際的に、生産そのものの体制を支援するということも競争に入ってきたということで、新たにこのような税制が設けられることが検討され、最終的に、与党として、今、法案として国会に提出をさ

せていただいているものというふうな理解をしている中で、いわば全く新しいフェーズであるという

ことで、特に説明が必要であるということで課題を指摘させていただいたところでございます。

私が答弁申し上げた点についての今の御指摘で申し上げますと、その後の税制改正の検討の過程において、例えば経済産業省において、将来の減収額を試算されたりしまして、与党の税制調査会での議論も経て、与党税制改正大綱が取りまとめら

れたものというふうに考えているところでございます。

○階分科員 点検結果が悪いだけではなくて、この税制が導入されることによって税収が非常に多額の減収になるわけですね。一年間で二千億、十年やりますから二兆円、これだけの減収が、しかも特定少数の企業にしか恩恵が行かないというようなたてつけにもなっているということで、こうした税制がなぜ導入されるのか。やはり企業献金というものが背後にあるのではないか、そこに、やはり企業献金というのは非常に問題だということをお話ししていることをお話し申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございます。